

## 〇おおぶ飲食店応援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少及び業績悪化が顕著となった中小企業者等の経営基盤の強化を図るため、持帰り又は出前により商品を提供する事業所に対し、予算の範囲内で交付するおおぶ飲食店応援助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 本市に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業者を含む。以下同じ。）及び複数の中小企業者で構成される企業グループをいう。ただし、企業グループについては、これを構成する中小企業者のうち2分の1以上は、本市に事業所を有するものでなければならない。
- (2) 事業所 物の生産又は販売、サービスの提供等が事業として行われている場所をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、中小企業者等のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市において令和2年1月1日以前より飲食サービス業又は飲食料品小売業を営んでいること。
- (2) 令和2年4月の売上金額が前年同月又は令和2年1月の売上金額と比較して、10パーセント以上減少していること。
- (3) 持帰り又は出前により商品を提供していること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、15万円とする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、おおぶ飲食店応援助成金交付申請書（請求書）（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 平成31年4月から令和2年4月までの売上月次表
- (2) 直近の決算書の写し又は確定申告書の写し
- (3) 登記簿謄本の写し又は個人開業届の写し

(4) 商品の持帰り又は出前の実施が確認できる書類

(5) 誓約書（第2号様式）

(6) 振込先口座が分かる書類

（助成金の交付の決定）

第6条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、助成金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、助成金の交付を決定したときは、おおぶ飲食店応援助成金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知しなければならない。

（助成金の交付）

第7条 市長は、前条の規定により、助成金の交付を決定した場合、申請者に対し、助成金を交付する。

（助成金の不交付等）

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金を交付せず、又は既に交付した助成金を返還させることができる。

(1) 第5条の規定により提出した誓約書の内容に違反したと認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が助成金を交付することが不適切であると認めるとき。

（検査等）

第9条 市長は、申請者及び助成金の交付を受けた者に対し、助成金の交付対象となる事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年5月14日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（適用期間）

2 この要綱は、施行日から令和2年6月30日までの間に交付申請された助成金について適用する。